

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（L-酒石酸カリウム等2品目の添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（添加物（L-酒石酸カリウム等3品目）の規格基準の設定又は改正）（概要）について

令和2年9月23日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

1. 改正の趣旨

添加物については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第12条において、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除き、販売・製造等を行ってはならないとされている。また、同条の規定に基づき、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）第12条及び別表第1において、人の健康を損なうおそれのない添加物が定められている。

また、当該添加物については、厚生労働大臣は、法第13条第1項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、製造若しくは使用等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされているところ、規格基準は食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）において定められている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（令和2年8月25日）の審議を踏まえ、施行規則を改正し、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たにL-酒石酸カリウム等を指定するとともに、告示を改正し、L-酒石酸カリウム等の規格基準を設定又は改正する。

2. 改正の概要

(1) 施行規則関係

施行規則別表第1にL-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸を追加する。

(2) 告示関係（詳細は別紙参照）

L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸の規格基準を設定し、従前の炭酸カルシウムの規格基準とは別に炭酸カルシウムⅡの規格基準を新たに設定するとともに、その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

法第12条及び第13条第1項

4. 施行期日等

公布日：令和2年12月上旬（予定）

施行期日：公布の日